

佐賀県告示第 58 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、令和 5 年度木材業者の登録を次のとおりまっ消した。

令和 6 年 3 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者				
登録 番号	まつ消 年月日	住所又は所在地	氏名又は名称	代表者氏名
佐木唐 第22号	令和6年 2月22日	唐津市肥前町大浦1348番地	坂口 幸光	—